

労基みえ

第204号 令和6年7月1日発行

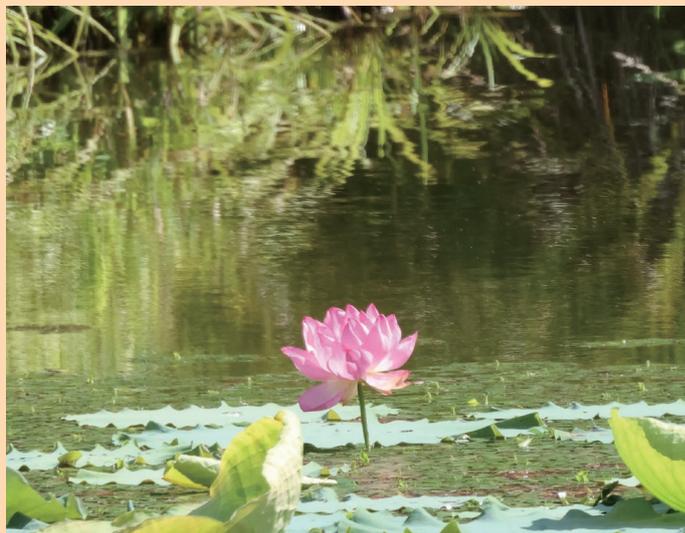
発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051

FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>

E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



蓮(津市)

令和6年度 全国安全週間を迎えて



三重労働局長

石田 聡

一般社団法人三重労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の皆様方には、日頃から労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も6月を準備期間として、7月1日から7日まで全国安全週間が実施されます。

この全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断されることなく続けられ、今回で97回目を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策を展開し、このご努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年は就業人口が高齢化し、高年齢者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が多くを占め、死亡災害については、墜落・転落によるものが依然として後を絶ちません。

令和5年の三重県内における労働災害による死

亡者数は、対前年比で2人増加して11人となりました。また、休業4日以上死傷者数については、対前年比で24人増加して2,341人となり、対前年比で3年連続増加しています。

このような状況の下、労働災害を減少させ、労働者が安全に働くことができる職場環境を築くためには、昨年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、労使双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となった取組が求められるところです。

これらの状況を踏まえ、今年度は、

『 危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全 』

のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

三重労働局では、第14次労働災害防止計画を推進するとともに、死亡災害ゼロと死傷災害2,000人未満を目標とする「令和6年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しているところです。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機に、職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、すべての働く人々が安心して安全に働くことのできる職場を実現いただきますようお願いいたします。

令和6年度(第97回) 全国安全週間



期間:7月1日~7日(準備期間 6月1日~6月30日)

全国安全週間は、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として実施しています。

本年度は、

『危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

のスローガンの下、実施されます。

事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となった取組が求められるところです。

全国安全週間を契機とし、職場における労働災害防止活動の重要性を再確認し、積極的な安全活動に取り組みましょう。

- 【主唱者】厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 【協賛者】建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【協力者】関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体
- 【実施者】各事業場

○【実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項】

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

○【実施者が継続的に実施する事項】

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策

※「全国安全週間実施要綱」はこちらから

検索

全国安全週間実施要綱

三重県内の労働災害発生状況

| | 死亡者数 | | | 休業4日以上死傷者数 | | | |
|--------|-----------------|------|---------|-------------|-------------|------|--------|
| | 令和5年 6月12日速報 | 令和6年 | 対前年比 | 令和5年 5月末 | 令和6年 5月末 | 対前年比 | |
| 全産業 | 7 | 6 | -14.3% | 741 | 724 | -17 | -2.3% |
| 製造業 | 1 | 1 | ±0% | 207 | 189 | -18 | -8.7% |
| 建設業 | 1 | 2 | +100.0% | 90 | 82 | -8 | -8.9% |
| 運輸業 | 1 | 1 | ±0% | 115 | 100 | -15 | -13.0% |
| 林業 | 1 | 1 | ±0% | 10 | 10 | ±0 | ±0% |
| 小売業 | 1 | 0 | -100.0% | 102 | 111 | +9 | +8.8% |
| 保健衛生業 | 0 | 0 | ±0% | 67 | 88 | +21 | +31.3% |
| その他の産業 | 2 | 1 | -50.0% | 150 | 144 | -6 | -4.0% |

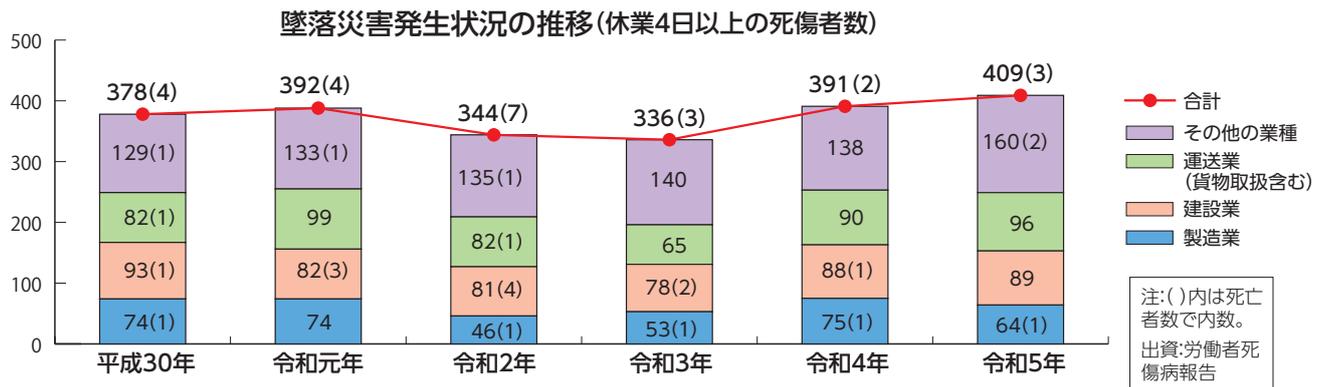
| 製造業 内訳 | 死亡者数 | | | 休業4日以上死傷者数 | | | |
|-----------|-----------------|------|-------|-------------|-------------|------|--------|
| | 令和5年 6月12日速報 | 令和6年 | 対前年比 | 令和5年 5月末 | 令和6年 5月末 | 対前年比 | |
| 食料品 | 1 | 0 | -100% | 48 | 46 | -2 | -4.2% |
| 木材・木製品 | 0 | 0 | ±0% | 7 | 6 | -1 | -14.3% |
| 化学工業 | 0 | 0 | ±0% | 15 | 19 | +4 | +26.7% |
| 窯業土石製品 | 0 | 0 | ±0% | 16 | 16 | ±0 | ±0% |
| 金属製品 | 0 | 0 | ±0% | 32 | 26 | -6 | -18.8% |
| 一般機械 | 0 | 0 | ±0% | 20 | 11 | -9 | -45.0% |
| 電気機械器具 | 0 | 0 | ±0% | 14 | 6 | -8 | -57.1% |
| 輸送用機械 | 0 | 0 | ±0% | 18 | 23 | +5 | +27.8% |
| その他の製造業 | 0 | 1 | - | 30 | 36 | +6 | +20.0% |

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」
(新型コロナウイルス感染症を除く)



令和6年度 墜落災害防止強調月間

「墜落・転落」による労働災害は、建設業、運輸業を中心に各業種を通じて多発するとともに、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。三重労働局・各労働基準監督署では、**7月**と**12月**を「**墜落災害防止強調月間**」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。下記の各□項目をチェックして、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。



1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。

その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

●墜落・転落による死亡災害発生状況

| 発生年 | 業種 | 被災者の職種・年齢 | 労働災害発生概要 |
|------|----------------|-----------|---|
| 令和6年 | 道路貨物運送業 | 運転者・50代 | 被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。 |
| 令和6年 | ビルメンテナンス業 | 清掃員・70代 | 被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。 |
| 令和6年 | その他の建設業 | はつり工・40代 | 被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落したものの。 |
| 令和6年 | その他の建設業 | はつり工・30代 | |
| 令和5年 | 教育研究業 | 作業員・40代 | 被災者は、事務所3階の窓ふき作業を行っていたところ、地面に墜落した。 |
| 令和5年 | 食料品製造業 | 作業員・60代 | 被災者は、工場内の中2階の物置部分の作業床端部付近で作業から床面に墜落した。 |
| 令和5年 | 警備業 | 警備員・60代 | 被災者は、橋梁上の定期巡視を行っていたところ、当該橋梁(高さ約20m)から墜落した。 |
| 令和4年 | 無機・有機化学工業製品製造業 | 作業員・20代 | 被災者は、反応器の内部を縄梯子で上っていたところ、約10mの高さから墜落した。 |
| 令和4年 | 木造家屋建築工事 | 大工・50代 | 被災者は、新築の建築工事現場において、石膏ボードを張っていたところ、約4mの高さから墜落した。 |



進めていますか 職場の熱中症予防!

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

取組期間:5月1日~9月30日

令和5年に三重県内で発生した熱中症による死傷者数は、16人となり前年に比べ8人増加し、2年連続の増加となりました。

また、建設現場などの屋外での作業に限らず、屋内での作業においても発生しています。

三重労働局では、労働災害防止団体との連携のもと、職場における熱中症の予防のため「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。

【令和6年度重点】

- 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- 作業を管理する者や労働者に対する事前の労働衛生教育の実施
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮



チューイ カン吉

熱中症予防管理者の選任

熱中症予防管理者を選任し、「暑さ指数(WBGT値)の測定」、「作業管理」、「作業環境管理」、「健康管理」を行いましょ。

労働衛生教育

各級管理者、労働者に対して熱中症予防のための教育を実施しましょう。また、教育は日々の朝礼時になどを捉えて、繰り返し実施してください。

作業時間の短縮

単独作業を控え、作業時間を短縮し、こまめに「休憩」をとりましょう。また、人命尊重のため「作業中止」の判断も必要です。

熱への順化期間

長期休み明け等は、1週間程度かけて徐々に体を慣らしましょう。

水分・塩分の補給

作業前、作業中(定期的)、作業後に「水分・塩分摂取」を行い、管理者は摂取状況を確認しましょう。

涼しい服装・プレクーリング

透湿性・通気性の良い服装を着用し、クールベストや空調服などを併用しましょう。また、作業開始前、休憩中にあらかじめ「深部体温を下げ」、体温の上昇をおさえましょう。

作業開始前、作業中のWBGT値の測定・低減対策

日本産業規格(JIS Z 8504・JIS B 7922)に適合したWBGT指数計による作業場所毎の実測を行い、基準値を超える場合は必ず熱中症予防対策を実施しましょう。

高温多湿な場所での対策

「送風機」、「スポットクーラーなどの冷房設備」のほか、屋外では「簡易テントによる日除け」などを設置し、直射日光や照り返しを避けるようにしましょう。

休憩場所における対策

冷房設備、ミストシャワー、氷、冷たいおしぼり、飲料水、スポーツドリンク、塩飴、緊急処置の救急用具を備えましょう。

健康診断結果に基づく対応

「糖尿病」、「高血圧症」、「心疾患」、「腎不全」、「精神・神経系の疾患」、「感冒」、「広範囲の皮膚疾患」、「下痢」など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえ配慮を行いましょ。

日常の健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の摂取など、健康管理についての指導を行いましょ。

健康状態の確認

作業開始前だけでなく、作業中は頻りに巡視を行い、積極的に声かけをして確認しましょう。

緊急連絡網の作成と周知

熱中症の発生に備え、あらかじめ病院、診療所等の所在地と連絡先を記載した「緊急連絡網」を作成し周知しましょ。

熱中症を疑わせる症状が出たら

必ず一旦作業を離れ、水をかけて全身を急速に冷やし、水分・塩分の摂取を行い、一人きりにしないでください。症状に応じて救急隊を要請してください。

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



三重労働局ホームページ
「熱中症予防特設ページ」

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html



令和6年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

労働保険（労災保険・雇用保険）の令和5年度確定保険料と令和6年度概算保険料の申告・納付期間は、

令和6年6月3日(月)から

令和6年7月10日(水)までです。

今年度の年度更新は、令和6年度の労災保険率に変更されていますのでご注意ください。なお、雇用保険率については、変更はありません。

- 詳しくは、厚生労働省HP「労働保険年度更新に係るお知らせ」をご覧ください。

- ・ 申告書の書き方について
- ・ 申告書の書き方動画配信
- ・ 保険率・一般拠出金について

など掲載しています。

労働保険年度更新
に係るお知らせ



年度更新申告書の提出は、「電子申請」での提出をお願いします。

年度更新手続きは電子申請利用が便利です!!

- 労働保険の電子申請手続きは[e-Gov] (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) から行うことができます。

- 労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。

- 厚生労働省HP「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。

- ・ 労働保険の電子申請に関する特設サイト
- ・ 電子申請未利用事業アドバイザー事業について
- ・ 労働保険の電子申請説明動画
- ・ 労働保険関係手続の電子申請にかかる基本的な流れ

など掲載しています。

電子申請手続e-Gov



労働保険関係手続の
電子申請について



助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後 6 か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも 5 % 以上上昇させること。

助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----|--|--------|
| 助成率 | 2 / 3 | 1 / 2 |
| 助成額 | 以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長 1 年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 □ 出向労働者の出向前の賃金の 1 / 2 の額 | |
| 上限額 | 8,490 円※ ² / 1 人 1 日当たり （1 事業所 1 年度あたり 1,000 万円まで） | |

※ 1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※ 2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和 5 年 8 月 1 日時点）。毎年 8 月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも **9,000 円**
- 出向元賃金負担 **3,600 円**、出向先賃金負担 **5,400 円**（出向元の賃金負担が 4 割）
- 出向復帰後の賃金日額 **9,450 円**



助成率：2 / 3

助成額：2,400 円（上限額の条件である日額 8,490 円以下も満たしている）

イ：3,600 円

□：4,500 円 (9,000 × 1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600 円 × 2 / 3 = **2,400 円**

受給までの流れ

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意 | ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。 |
| 2 | 出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の確認※2 | ※2 出向元事業主が出向計画届を作成し 、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに 都道府県労働局またはハローワーク へ提出してください。 |
| 3 | 出向の実施（1か月間～2年間） | ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。 |
| 4 | 出向から復帰（賃金上昇）※3 | ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に 出向元事業主が支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワーク へ提出してください。 |
| 5 | 支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分） | ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。 |

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積み、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



耕種農業（出向先）

水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

事業主の皆さんへ



アルバイトの労働条件を確かめよう！ ～キャンペーン実施中～ 令和 6 年 4 月 1 日～7 月 31 日

1

アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？



※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です

2

勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？）



3

アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？



4

アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？



5

アルバイトの遅刻や欠勤に対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



労働条件の悩み解消に役立つ情報

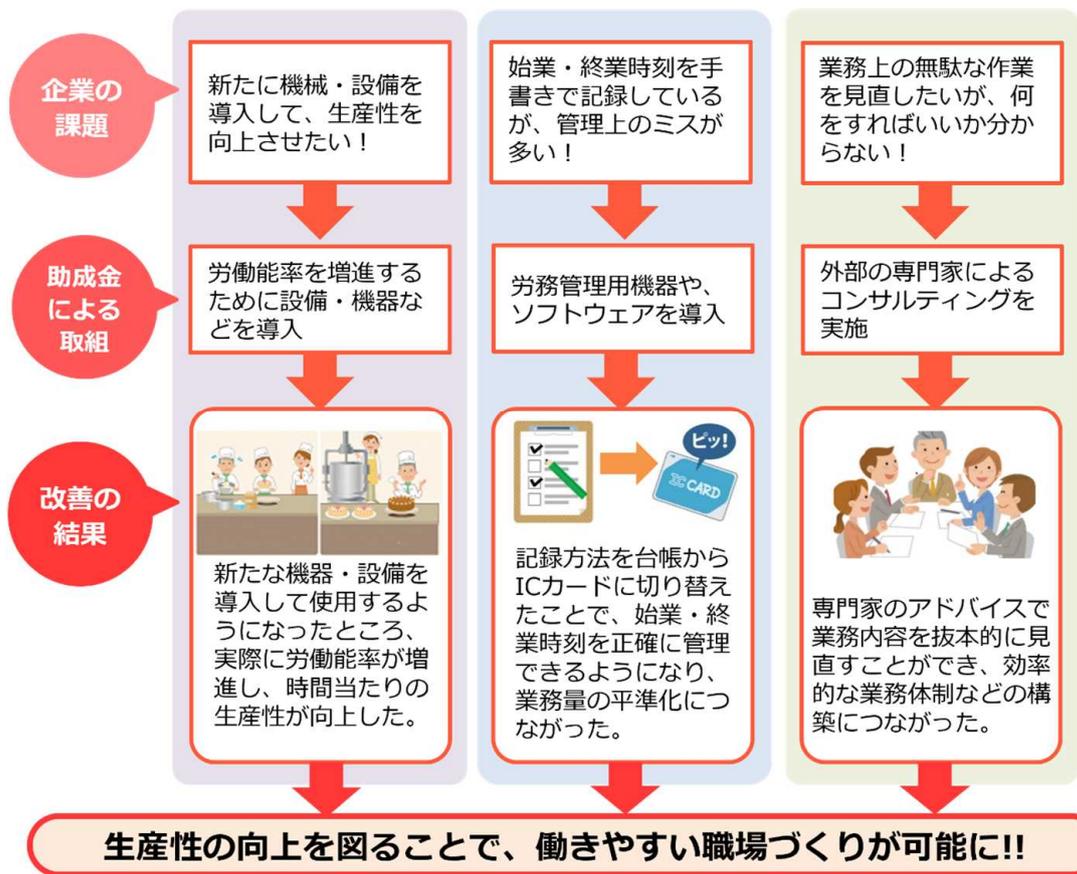
ポータルサイト **確かめよう労働条件**



令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



助成額

| 成果目標 | 助成上限額 ※1 (補助率原則 3/4) |
|--|---|
| 以下のいずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 | 成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下:200万円 ※2 ②25万円 ③25万円 } 合計250万円 |

※1 賃上げ加算制度あり:賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算(5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算)。
(常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。)

※2 月80H超→月60～80H:100万円/月60～80H→60H以下:150万円



働き方改革推進支援助成金にはこのコース以外にも勤務時間インターバル導入コースなど中小企業における労働時間の設定の改善の推進を目的としたコースがあります。詳細についてはURLまたはQRコードからご確認ください。

働き方改革推進支援助成金 検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html



<お問合せ先> 三重労働局 雇用環境・均等室 TEL : 059-226-2110

裁量労働制の省令・告示が改正されました (2024年4月1日施行)

1 2024年4月以降は、労使で協議のうえで協定・決議する事項に以下の追加があります。

専門業務型裁量労働制の労使協定

- ・制度の適用に当たって労働者本人の同意を得ること
- ・制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしないこと
- ・制度の適用に関する同意の撤回の手続き

企画業務型裁量労働制の労使委員会の決議

- ・制度の適用に関する同意の撤回の手続き
- ・対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うこと

2 企画業務型裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です。

- (1) 労使委員会に賃金・評価制度を説明する
- (2) 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う
- (3) 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する
- (4) 定期報告の頻度が変わります

3 『労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針』の改正等により事業場の対象労働者全員を対象とする措置や個々の対象労働者の状況に応じて講ずる措置を追加しました。

以上、改正内容の抜粋となります。改正内容の詳細及びその他の改正事項についてのお問合せは、三重労働局監督課(059-226-2106)までお願いします。

連合会活動日誌

(令和6年3月～6月)

◆3月18日 安全衛生部会、22日 総務部会を開催

令和5年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について説明し、令和6年度事業計画等について意見をお聞きました。

◆3月21日 労働福祉部会を開催

令和5年度事業の進捗状況、令和6年度の事業計画等について意見をお聞きました。また、三重労働局から労働基準部長をお招きし、令和6年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月27日 令和5年度第4回通常理事会を開催

令和5年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について報告、説明を行うとともに、令和6年度の事業計画及び予算、令和6年度定時総会等を議題に開催しました。

◆4月10日 中部安全衛生技術センターとの連絡会議に出席

本年10月6日に三重県総合文化センターで行われる、労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区特別出張試験)の実施に向けて、同センターと当連合会を始めとする協力団体等との連絡会議に出席しました。

◆4月22日 監事による令和5年度事業の業務・会計監査を実施

令和5年度決算の完了等に伴い監査が実施されました。

◆4月22日 令和5年度第1回労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内防災団体等をメンバーとする同会議に事務局長が出席し、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打ち合わせを行いました。

◆4月25日 令和6年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)を開催

津フェニックスビル6階講習会場において、67名の参加者を得て開催しました。

◆4月30日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催

地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業である三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明するとともに、ご意見をいただきました。また、「化学物質管理(取扱)」「保護具着用管理責任者研修」などの方針等について、対応を協議しました。

◆5月8日 令和6年度第1回通常理事会を開催

令和6年度定時総会への提出議題、令和5年度公益目的支出計画実施報告書等を議題として理事会を開催しました。

◆5月14日～24日 各地区労働基準協会総会に出席

14日から24日にかけて、各地区労働基準協会の総会が行われ、事務局が会長代理として出席(一部は祝電対応)しました。

◆5月30日 令和6年度定時総会などを開催～新役員を選出

全会員出席のもと、令和6年度定時総会が開催され、令和5年度事業報告・決算報告が原案どおり承認されるとともに、令和6年度事業計画・収支予算を報告しました。また、任期満了を迎えた理事8名・監事1名の改選について審議し、新役員を決定しました。定時総会後の役員は次の皆様方になります。

| | |
|---------------|--------------|
| 杉浦雅和(代表理事・会長) | 宇野恭生(理事・副会長) |
| 山崎長徳(理事・副会長) | 田端英明(理事・副会長) |
| 山本重雄(理事) | 大森 寛(理事) |
| 伊藤豊久(理事) | 伊藤豊久(理事) |
| 黄瀬 稔(理事) | 浜田吉司(理事) |
| 木本啓輔(理事) | 木本啓輔(理事) |
| 北村直紀(理事) | 桐越昌彦(理事) |
| 岡田元晴(理事) | 岡田元晴(理事) |
| 岡野修久(理事) | 森 輝重(専務理事) |
| 渡邊一陽(監事) | 熱田 渉(監事) |

連合会からのお知らせ

リスクアセスメント実務研修(中災防主催)を開催します

今年度も中央労働災害防止協会の「安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修」を協力開催します。演習を交えた一日研修で、企業の安全衛生管理に欠かせない「リスクアセスメント」の習得に最適です。

日 時：令和6年8月13日(火) 9:00~17:00

場 所：津フェニックスビル6階講習会場(津市東丸之内33-1)

主催者：中央労働災害防止協会

「令和6年度三重県産業安全衛生大会」開催のお知らせ

日 時：令和6年10月1日(火)13:00~

場 所：三重県文化会館 中ホール(津市上津部田1234)

主 催 者：三重労働局ほか県内労働災害防止関係団体

内 容：安全衛生優良事業場等の表彰、特別講演、安全衛生相談、健康測定、保護具等の展示等

特別講演：マジシャン 江刺家由貴(ゆっきー)氏

「来ていますか?安全指示の確実な伝達~マジックを通じて、伝わるを『考える、体感する』」

(県内各労働基準協会において参加(無料)の募集・受付をいたしますので、多くの方々にご参加いただきますようお願い申し上げます。)

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

| 種 別 | 実施月日 | 会 場 | 受講費用 |
|-----------------------|------------|-----------------|---------|
| 安全衛生推進者養成講習 | 7月17日~18日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 13,580円 |
| 安全衛生推進者養成講習 | 10月24日~25日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 13,580円 |
| 衛生推進者養成講習 | 10月30日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 9,400円 |
| 安全管理者選任時研修 | 8月27日~28日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 12,150円 |
| 産業用ロボット教示等業務特別教育 | 9月3日~4日 | ホンダアクティブランド(鈴鹿) | 13,030円 |
| 産業用ロボット業務特別教育(検査・教示) | 7月17日~19日 | NDSソリューション(四日市) | 34,700円 |
| 化学物質管理者講習(製造) | 7月9日~10日 | 近鉄百貨店四日市店 | 27,880円 |
| 化学物質管理者講習(製造) | 8月1日~2日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 27,880円 |
| 化学物質管理者講習(製造) | 10月29日~30日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 27,880円 |
| 化学物質管理者講習(取扱) | 7月16日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 17,320円 |
| 化学物質管理者講習(取扱) | 10月8日 | ポリテクセンター伊勢 | 17,320円 |
| 保護具着用管理責任者教育 | 7月8日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 17,650円 |
| 保護具着用管理責任者教育 | 8月20日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 17,650円 |
| 保護具着用管理責任者教育 | 10月9日 | ポリテクセンター伊勢 | 17,650円 |
| マスクフィットテスト実施者養成研修 | 7月3日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 21,280円 |
| リスクアセスメント実務研修(中災防と協力) | 8月13日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 31,680円 |
| 第1種衛生管理者免許試験受験準備講習 | 8月21日~23日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 19,740円 |

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご了承ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。

令和6年7月～10月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

| 種 別 | 実施月日 | 会 場 | 受講費用 |
|------------------------------|------------|-----------------|---------|
| プレス機械作業主任者技能講習 | 7月11日～12日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 12,040円 |
| 乾燥設備作業主任者技能講習 | 7月25日～26日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 12,150円 |
| 乾燥設備作業主任者技能講習 | 10月15日～16日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 12,150円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 7月11日～12日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 7月25日～26日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 8月8日～9日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 8月29日～30日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 9月5日～6日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 9月26日～27日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 10月3日～4日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 13,030円 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 10月10日～11日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 13,030円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 7月30日～31日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 13,030円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 8月6日～7日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 8月27日～28日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 9月10日～11日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 9月24日～25日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 10月8日～9日 | 近鉄百貨店四日市店 | 13,030円 |
| 石綿作業主任者技能講習 | 7月4日～5日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 12,480円 |
| 石綿作業主任者技能講習 | 7月23日～24日 | 近鉄百貨店四日市店 | 12,480円 |
| 石綿作業主任者技能講習 | 9月17日～18日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 12,480円 |
| 石綿作業主任者技能講習 | 10月22日～23日 | 近鉄百貨店四日市店 | 12,480円 |
| 建築物石綿含有建材調査者講習 | 8月15日～16日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 48,780円 |
| 建築物石綿含有建材調査者講習 | 9月12日～13日 | 近鉄百貨店四日市店 | 48,780円 |
| 建築物石綿含有建材調査者講習 | 10月31日～1日 | 津フェニックスビル6階講習会場 | 48,780円 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習 | 7月17日～19日 | 北勢自動車協会(四日市) | 17,760円 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習 | 8月21日～23日 | 北勢自動車協会(四日市) | 17,760円 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習 | 9月18日～20日 | 北勢自動車協会(四日市) | 17,760円 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習 | 10月16日～18日 | 北勢自動車協会(四日市) | 17,760円 |
| ガス溶接技能講習 | 9月28日～29日 | ポリテクセンター伊勢 | 14,130円 |
| ガス溶接技能講習 | 10月25日～26日 | 鈴鹿地域職業訓練センター | 14,130円 |

養成講習、特別教育等については前頁に記載。